

試験課題	身体介護業務				※
	1	移動の介護	1	起居の介助	
	2		2	車いすへの移乗の介助	
	3		3	車いすでの移動の介助	
	4	食事の介護	1	食事の介助	
	安全衛生業務				
	5	事故防止・安全対策	1	咳やむせこみの対応 ※判断等試験	
		感染対策	1	感染対策 ※判断等試験	

実技試験の開始から終了までの時間は**60分**としています。

※ 移動の介護「1. 起居の介助」、「2. 車いすへの移乗の介助」、「3. 車いすでの移動の介助」の3つの試験課題については、原則一連の介助として実施します。

1. 移動の介護「起居の介助」

	評価項目	評価基準
1	体調の確認	利用者に体調の確認を行っている（利用者の特性に合わせコミュニケーションを取り、反応や表情等も観察している）
2	介助の説明と同意	これから行う介助について目的も含めて説明をして、同意を得ている（起居、移乗、移動すべてにおいて）
3	必要物品の準備	移乗しやすいように、利用者の健側に車いすを準備している 車いすの点検をしている * 駐車ブレーキがかかっている、フットサポートが上がっている、タイヤの空気圧が十分である
4	起居の介助	利用者の膝を立てる、側臥位にする等無理のない介助が行えている 上体が弧を描くように起こしている 膝を曲げてもらう、サイドレールを掴んでもらう等利用者の残存機能を活かすよう促している
5	安定し安楽な姿勢の保持	利用者がサイドレールを持つ、ベッドに手をつく等安定した端座位を保っている
6	利用者への確認	起居の介助中、利用者に体調の変化と痛みの有無を確認し、変化や異常がある場合は対応している

⇒続けて「2. 車いすでの移乗の介助」へ

- ※ 試験課題には「評価項目」「評価基準」が設けられています。受検者は、試験評価者の課題開始の合図後、利用者の心身の状況に応じた介護を行います。
- ※ 技能実習指導員の指示は認められません。（安全面の観点から、1名の技能実習指導員等職員の立ち会いをお願いします。）
- ※ 試験評価者は、「評価基準」に沿って「できた」「できない」を評価します。

2. 移動の介護「車いすへの移乗の介助」

⇒「1. 起居の介助」の続き

	評価項目	評価基準
7	車いすへの移乗の介助	ベッドの高さを調整する等して、利用者の足底がついた状態を確認している
		利用者にどこを掴んでほしいか等、具体的な動作について声かけしている
		利用者の身体を回転させ、車いすに深く座らせている
		移乗させた後、衣服のしわやたるみがないよう身だしなみを整えている
8	利用者への確認	移乗の介助中、利用者に体調の変化と痛みの有無を確認し、変化や異常がある場合は対応している

⇒続けて「3. 車いすでの移動の介助」へ

- ※ 試験課題には「評価項目」「評価基準」が設けられています。受検者は、試験評価者の課題開始の合図後、利用者の心身の状況に応じた介護を行います。
- ※ 技能実習指導員の指示は認められません。（安全面の観点から、1名の技能実習指導員等職員の立ち会いをお願いします。）
- ※ 試験評価者は、「評価基準」に沿って「できた」「できない」を評価します。

3. 移動の介護「車いすでの移動の介助」

⇒「2. 車いすへの移乗の介助」の続き

	評価項目	評価基準
9	安全の確認	利用者の足がフットサポート（フットレスト）の上に乗っている 利用者の手や腕がアームサポート（アームレスト）や大腿部に置かれている（大車輪に巻き込まれないようにしている） 利用者が安定した姿勢を保っている
10	車いすでの移動の介助	車いすを動かす前や方向転換をするとき等、その都度利用者に状況を伝えている 利用者の身体や車いすが、壁や障害物等に接触せず安全に移動できている 車いすの停止後、車いすのブレーキをかけている（利用者に促してかけてもらうことも可）
11	利用者への確認	車いすでの移動の介助中、利用者に体調の変化と痛みの有無を確認し、変化や異常がある場合は対応している

- ※ 試験課題には「評価項目」「評価基準」が設けられています。受検者は、試験評価者の課題開始の合図後、利用者の心身の状況に応じた介護を行います。
- ※ 技能実習指導員の指示は認められません。（安全面の観点から、1名の技能実習指導員等職員の立ち会いをお願いします。）
- ※ 試験評価者は、「評価基準」に沿って「できた」「できない」を評価します。

4. 食事の介護「食事の介助」

評価項目		評価基準
1	記録	利用者の直近の食事摂取量や水分量について記載した経過記録を確認している ※実技試験で食事介助の対象とした利用者の記録を確認し、直近の食事摂取量を答える試験 (例：昼食であれば朝食時の記録を答えること) ※水分量の記載がある場合は水分量も答えること ※受検者本人が記載した記録でなくても可

	評価項目	評価基準
2	体調の確認	利用者に体調の確認を行っている（利用者の特性に合わせコミュニケーションを取り、反応や表情等も観察している）
3	介助の説明と同意	これから行う介助について目的も含めて説明をして、同意を得ている
4	食事の準備	利用者の禁忌食や定められた食事形態と準備された食事に不都合がないか確認している 利用者の状態に応じた自力摂取用の自助具等を準備している（または、準備されたものを確認している）
5	安定し安楽な姿勢の保持	足底が床に着く、椅子に深く腰掛けている等利用者の座位が安定している 食事を口に運ぶときは顎が引けている状態になっている
6	食事の介助	食事の献立や内容について利用者に説明する等して、食欲がわくように声かけをおこなっている 介助前に、利用者に食べたい順番を確認している 利用者の隣に座る等して、同じ目線で介助している 利用者にできる限り自分で食べるよう促して、必要時に介助をしている 飲み込んだことを確認してから、次の食事の介助をしている

評価項目全てが評価できれば、試験課題は終了となります。（利用者が食事を終了するまでを評価するものではありません。）

- ※ 試験課題には「評価項目」「評価基準」が設けられています。受検者は、試験評価者の課題開始の合図後、利用者の心身の状況に応じた介護を行います。
- ※ 技能実習指導員の指示は認められません。（安全面の観点から、1名の技能実習指導員等職員の立ち会いをお願いします。）
- ※ 試験評価者は、「評価基準」に沿って「できた」「できない」を評価します。

5. 事故防止・安全対策「咳やむせこみの対応」 ※判断等試験

	評価項目	評価基準
1	食事時の咳やむせこみが起きた時の安全の確保	咳やむせこみが起きたときの対応を説明できる ※イラストを提示し、どのような対応をすべきか複数の項目の中から選択してもらう試験 咳やむせこみが起きた時の対応の記録を確認している ※受検者が、過去に対応した「食事時の咳やむせこみが起きた時の対応」の記録を確認し、日付と記録内容を答える試験 (受検者が本人が記載した記録でなくても可、記録を見ながら回答可) (受検者本人が対応した事例がない場合、本人以外の対応の記録でも可)

- ※ 試験課題には「評価項目」「評価基準」が設けられています。受検者は、試験評価者の課題開始の合図後、利用者の心身の状況に応じた介護を行います。
- ※ 技能実習指導員の指示は認められません。(安全面の観点から、1名の技能実習指導員等職員の立ち会いをお願いします。)
- ※ 試験評価者は、「評価基準」に沿って「できた」「できない」を評価します。

5. 感染対策「感染対策」

【設定】

利用者が居室で食事中におう吐した。利用者がノロウイルスに感染した想定でおう吐物の処理を行う。

	評価項目		評価基準
1	感染予防の基礎知識と技術	実技試験	感染の恐れがないよう、最初に使い捨てエプロン、マスク、手袋を着用している
		判断等試験 (イラスト等と選択肢から解答を選択)	感染源となる対象がある場所を適切に消毒している ※感染源となる対象がある場所の消毒の手順について、選択してもらう試験
			感染源となる対象、その媒介となるもの（使用したタオルやエプロン等）を直接床に置いていない ※感染源となるものの処理方法について、選択してもらう試験
			汚染物が自身や周辺に付着しないよう、使用したエプロン、マスク、手袋等を処理して、事業所で指定された場所に捨てている ※処理の手順と処理方法について、選択してもらう試験
		実技試験	処理後、手洗いを行っている

- ※ 試験課題には「評価項目」「評価基準」が設けられています。受検者は、試験評価者の課題開始の合図後、利用者の心身の状況に応じた介護を行います。
- ※ 技能実習指導員の指示は認められません。（安全面の観点から、1名の技能実習指導員等職員の立ち会いをお願いします。）
- ※ 試験評価者は、「評価基準」に沿って「できた」「できない」を評価します。

1.2.3 移動の介護 の事前準備について

- ・「移動の介護」の試験課題を開始する際には、試験の公平性の観点から、車いすは居室の隅（下記参照）に置いた状態から開始してください。

※予め移乗しやすい位置に車いすをセッティングした状態で試験を実施することはできません。

※「起居の介助」の「必要物品の準備」の車いすの点検は、事前準備の際に行うことも可能です。
その場合、「タイヤの空気圧」の確認はこの時点で評価しますが、「駐車ブレーキ」と「フットサポート」の確認については、移乗時の安全面の確認でもあることから「必要物品の準備」の際に改めて行っていただき、評価します。

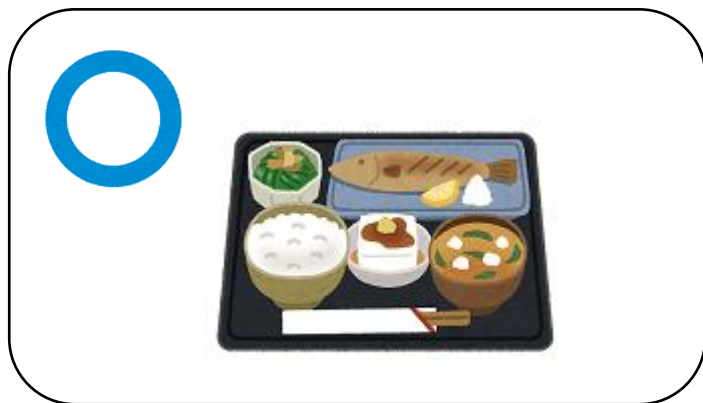
(例)



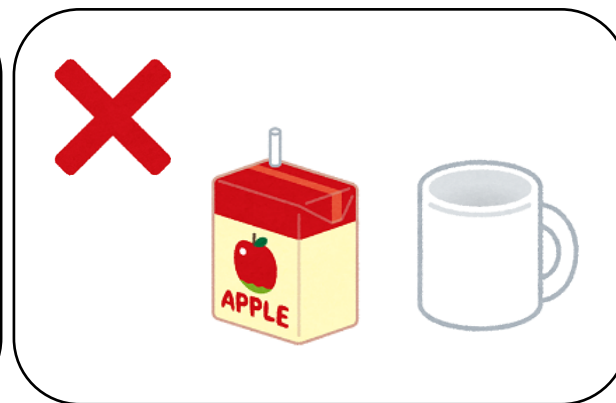
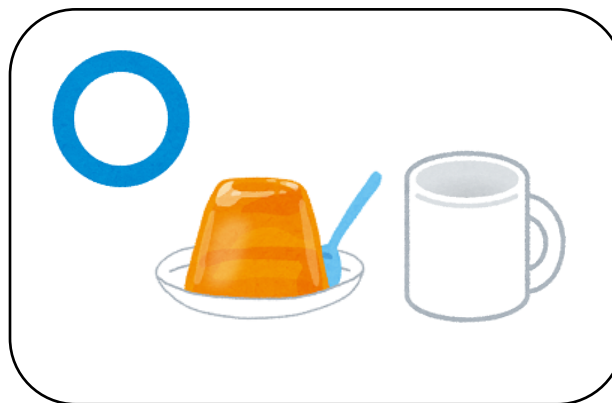
4.食事の介護「食事の介助」の事前準備について

- ・「食事の介護」の食事には昼食等の他に、おやつでも可とします。
- ・間食（おやつ等）にて試験課題を実施する場合は、食べ物（固形物）と飲料（水分）を用意しておいてください。飲料（水分）のみは不可です（下記参照）。
- ・試験課題は、食卓につく等、食事を摂る準備が整った状態から開始します。居室での体調確認、食堂までの移動等はすませておいてください。
- ・評価項目全てが評価できれば、試験課題は終了となります。（利用者が食事を終了するまでを評価するものではありません。）

【食事の場合】



【おやつの場合】



※水分摂取を目的としたとろみを使用した水分は固形に近い状態であっても飲料とし、お皿に入っているゼリーやヨーグルト等は食べ物とします。

5.感染対策「感染対策」の事前準備について

【事前準備】

- ・「感染対策」を実施する際には、試験の公平性の観点から、事前に下記を準備してください。

準備するもの：使い捨てエプロン（防水加工、袖のあるもの ※ガウンも可）
使い捨てマスク
使い捨て手袋 ※手袋の着用は1重とする。